

市原看護専門学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は市原看護専門学校同窓会とし「あじさい会」と称する。

第2条 本会の会員は市原准看護高等専修学校及び市原看護専門学校の卒業生をもって組織する。

第3条 本会は会員相互の親睦、向上並びに福祉増進を図ることを目的とする。

第4条 本会の事務局は市原看護専門学校の事務科に置く。

第2章 組織

第5条 本会に次の役員を置き、幹事会を組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 各回生代表
- (4) 事務長 1名
- (5) 会計係 1名
- (6) 会計監査 1名

② 幹事会役員のうち会長、副会長、事務長、会計係をもって役員会を組織する。

第6条 本会に次の名誉役員を置き、会の運営に関する諮問及び相談を行い、就任は総会の議を経るものとする。

- (1) 顧問 学校長、副学校長、学校長経験者、運営委員長経験者、
教務主任経験者、会長経験者。
- (2) 相談役 准看護学科教務主任、看護学科教務主任、事務主任

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げないものとする。役員に欠員が生じた場合は、幹事会にて後任者を選出し任期は前任者の残任期とする。

第8条 役員選出、任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 幹事会の互選とし、会を統理し、幹事会及び役員会の議長の職務を執行する。
- (2) 副会長 幹事会の互選とし、会長を補佐し、会長に支障ある場合にはその職務を代行する。
- (3) 幹事 各回生毎に幹事を選出し、幹事会の役員とする。但し、幹事は1名に限定しないものとする。選出された幹事は幹事会の役員として会の運営に寄与するとともに会の伝達事項等を出身母体に反映する。

- (4) 事務長 幹事会の互選とし、会の事務を執行するほか幹事会の司会を担当する。
- (5) 会計係 幹事会の互選とし、会の会計を執行する。
- (6) 会計監査 幹事会の互選とし、会の会計業務を監査する。

② 役員の手当：役員は会の活動を行うために、会長1名・書記1名・会計1名に対し役員手当を、1年を単位として支給できる。

第9条 役員、名誉役員の選出、改選は総会において承認を得るものとする。

第3章 会議

第10条 会議は役員会と総会とするほか、必要に応じ会長が招集した役員をもって臨時の役員会と総会を開催することができるものとする。

- ② 定時の総会は二年に一回とし、開催時期は役員会において決める。
- ③ 会長は各幹事の委任を受け、役員会を随時に開催し会の運営を遅滞ないものとする。
- ④ それぞれの会議の招集は会長が行うものとする。

第11条 総会は、本会の会員をもって構成する。

第12条 総会の議決は、出席者の過半数とし賛否同数の場合は議長により決するものとする。

第13条 総会の議長は、出席者の中より選出し、総会書記2名も同様とする。

第4章 会計

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第15条 本会の会計は終身会費、寄付金及び事業収入によるものとする。

第16条 新会員は終身会費を卒業時に納入する。

第17条 会計収支報告及び年度予算書を総会に提出して、承認を受けるものとする。

第5章 付則

第18条 この規約は、平成9年11月22日に改正した。

第19条 この規約の改正は、総会において審議し改正するものとし、その手続きと議決は、第12条によるものとする。

附則

- 1. 昭和57年10月24日制定
- 1. 平成9年11月22日 改正
- 1. 令和4年3月1日 改正